

令和 4 年 5 月 1 6 日

健康福祉常任委員会資料

医療確保と健康づくり

- ・ 医薬品等の安全対策の推進について

保 健 医 療 部

薬 務 課

目 次

【医薬品等の安全対策の推進について】

I	医薬品の安全性確保対策	3
II	災害時の医薬品供給等	4
III	毒物劇物の危害発生防止対策	5
IV	薬物乱用防止対策	6
V	血液確保及び造血幹細胞移植推進対策	7
VI	温泉対策	10
	資料編（文中に参照頁を表示）	11
	用語編（文中に※で参照番号を表示）	15

【医薬品等の安全対策の推進について】

I 医薬品の安全性確保対策

保健衛生の向上に必要な医薬品等について、兵庫県薬事審議会の意見等を踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、薬局及び医薬品製造販売業等への監視指導を行うとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進やジェネリック医薬品（後発医薬品）（※1）の安心使用の促進等に努めている。

1 医薬品等の許認可・監視指導 (21,866千円)

(1) 製造・製造販売業関係

医薬品、医療機器等の製造業及び製造販売業に係る承認・許可等について、薬局等構造設備規則、製造管理及び品質管理の基準省令等により審査を行っている。

また、令和3年度は、製造・製造販売業計1,083施設に対して、195件の立入検査等により、承認内容と異なる医薬品の製造による業務停止命令等6件の違反に対して改善指導・措置を行った。 (P11 1参照)

(2) 薬局・販売業関係

薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等に係る許可・届出について、薬局等構造設備規則、薬局等の業務を行う体制省令等により審査を行っている。

また、令和3年度は、薬局・販売業等計3,355施設に対して、1,496件の立入検査等により、必要な研修を受講していない等25件の違反に対して改善指導・措置を行った。 (P11 1参照)

さらに、自己管理の強化等を推進するため、令和3年度は延べ15回、1,019人に対して講習会を実施した。

(3) 薬局機能情報の公表

医薬品医療機器等法に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うための情報を、兵庫県医療機関情報システムにより公表している。

<公表情報>

基本情報(10項目)	薬局の名称、開設者、管理者、所在地、電話番号、開店時間、地域連携薬局の認定の有無 等
その他の情報 (28項目)	薬局までの主な利用交通手段、駐車場、障害者に対する配慮、薬剤師数、情報開示体制、健康サポート薬局である旨の表示等

2 かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進

(5,462千円)

患者が医薬品の重複や相互作用を防止する等の医薬分業のメリットを享受できるよう、兵庫県薬剤師会と連携して「かかりつけ薬剤師・薬局」に係る研修会開催等による訪問薬剤師の育成並びに患者宅の残薬を整理し適正使用推進を図るとともに、医薬品医療機器等法改正により位置付けられた地域連携薬局制度等（※2）の認定取得を推進する。

<令和3年度実施状況>

多職種連携・訪問薬剤師育成研修会	実施回数：8回 参加者：591人
残薬整理	患者数：473人（延人数） 残薬薬価合計：5,678,560円

<令和2年度医薬分業率> 兵庫県 74.3%（全国 75.7%）

（P11 2参照）

3 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の安心使用促進

(12,080千円)

患者の負担軽減等に寄与する後発医薬品を県民・医療関係者が安心して使用できるよう、関係団体と協力し県民への普及啓発や医療関係者への情報提供を行っている。

また、厚生労働省と協力し、流通しているジェネリック医薬品を県立健康科学研究所において溶出試験（※3）を行い、品質を確認している。

<令和3年度ジェネリック医薬品数量シェア>

兵庫県 78.1%（全国 79.0%、目標：令和5年3月までに80%）

（P11 3参照）

II 災害時の医薬品供給等

1 災害時の医薬品等の供給

災害時等における緊急用医薬品等の安定供給を確保するため、平成18年6月に兵庫県医薬品卸業協会と、平成19年1月に兵庫県医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会兵庫県支部と協定を結び、保有する流通在庫医薬品等について、県への優先的供給体制を構築している。

2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

(80,105千円)

新型インフルエンザ対策として、国が示した抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき本県備蓄目標総量 752,500人分を確保し、新型インフルエンザの大流行に備える。



備蓄薬の保管状況

<備蓄状況>

(単位：人分)

備蓄薬剤	R3 年度	R4 年度計画		
	R3 末現在	廃棄・購入	R4 末予定	目標
タミフル [®] セル	138,930	—	138,930	203,200
リレンザ	100,375	—	100,375	75,300
タミフル [®] ライソップ [®]	137,000	—	137,000	97,800
ラピアクタ	37,600	35,025	37,600	37,600
イナビル	338,600	—	338,600	338,600
計	752,505	0	752,505	752,500

3 新型コロナウイルス感染症に対応する医療物資の確保等

(88,000 千円)

(1) 医療物資の確保

新型コロナウイルス感染症の流行による感染症協力医療機関等における医療物資の不足に対応するため、サージカルマスク等医療物資の確保を図っている。現在、感染の再拡大に備え、医療機関等での概ね6か月の使用相当分を県で保管している。

(2) 自宅療養者等に対する調剤支援

自宅療養者及び入院調整中の自宅等での待機者に対し、往診等を行った医療機関が発行した院外処方箋に基づき調剤及び服薬指導を行った薬局に対し、協力金を支給する。

・支給金額：10 千円／日

(3) 薬局のゴールデンウィーク中の運営支援

医療提供体制を確保するため、ゴールデンウィーク期間中に開局する薬局に対し、かかり増しとなる運営経費を支援する。

・対象期間 令和4年4月29日～5月5日（補助金額：15 千円／日）

(4) 感染した薬剤師の代替薬剤師の派遣

勤務する薬剤師が新型コロナウイルス感染症に感染し、運営不能となった薬局等に対し、薬剤師等を派遣する薬局を支援する。

Ⅲ 毒物劇物の危害発生防止対策

保健衛生上、重大な危害を及ぼす毒物劇物について、毒物及び劇物取締法に基づき、その危害防止対策の推進を図っている。

1 毒物劇物営業者の許認可・監視指導

(526千円)

毒物劇物の製造・輸入・販売業等の登録・届出等について、毒物劇物の流出、飛散防止等の基準及び取扱責任者の資格等に係る審査を行っている。

また、令和3年度は、毒物劇物の製造・輸入・販売業者等計1,027件に対して、270件の立入検査を実施し、無登録販売1件の違反に対して改善指導・措置を行った。

(P12 4参照)

IV 薬物乱用防止対策

本県における薬物乱用の現状は、令和3年の検挙者数で見ると、令和2年に比べ15人増加して714人となっており、覚醒剤事犯が全薬物事犯の52.7%を占めている。また、大麻事犯検挙者は312人で、令和2年と比べて13人増加し、全薬物事犯の43.7%となっている。(P12 5参照)

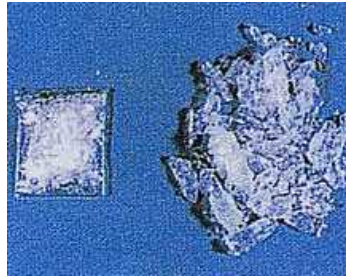
警察、行政、教育機関など関係機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な薬物乱用防止対策を強力に推進することにより、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努めている。

なお、危険ドラッグ（※4）については、平成26年に「薬物の濫用の防止に関する条例」を制定して規制を強化するなどの取組により、販売店舗を一掃したが、インターネット等を悪用した販売手法の巧妙化・潜在化が懸念され、引き続き警戒している。

乾燥大麻(マリファナ)



覚醒剤



兵庫県薬物乱用対策
推進会議マスコット
「まやタン」

1 麻薬等取扱者の許認可・監視指導

(8,540千円)

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱者の免許の交付等を行うとともに、届出を審査している。

また、令和3年度は、麻薬・向精神薬等を取り扱う医療機関、薬局、研究施設等計5,310施設に対し、461件の立入検査を実施し、不正譲渡譲受等2件の違反に対して改善指導・措置を行った。(P13 6参照)

2 啓発活動の推進

(1,253千円)

(1) 日常の啓発と併せて、全国一斉に実施される「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）及び麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10～11月）の期間に重点的な啓発活動を実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルスのワクチン接種会場で啓発を行うなど、感染拡大に配慮した啓発も実施した。

<令和3年度実施状況> キャンペーン開催：83か所
啓発資材配布：28,997部



街頭キャンペーン

(2) 薬物乱用防止指導員の設置及び組織活動の充実

保護司、学校薬剤師など約550名を薬物乱用防止指導員に委嘱し、生徒や保護者等への啓発活動を行うほか、県内12地区（10県民局・尼崎・西宮）毎に指導員協議会を設置し、指導員による地域に密着した効果的な啓発活動の展開を図っている。

(3) 不正大麻・けしの撲滅

5～6月の2か月間、不正大麻・けし撲滅運動を展開し、大麻やけしについて正しい知識を啓発するとともに、不正大麻・けしの発見、抜去に努めている。

＜令和3年度処分状況＞ けし：179件(59,251株)



(4) 青少年薬物乱用防止対策

教育委員会等と連携し、学校での薬物乱用防止教室等に講師を派遣するとともに、令和元年8月5日に兵庫県薬物乱用対策推進会議で採択した青少年へのメッセージを活用の上、薬物見本やDVDなど視聴覚機材等を用いた啓発活動を実施している。

＜令和3年度実施状況＞ 講師派遣：98回、参加者：8,422人

3 薬物依存・中毒者対策

(214千円)

健康福祉事務所等45か所に薬物相談窓口を設置し、覚醒剤等薬物に関する相談に応じるとともに、県立精神保健福祉センターにおいて薬物依存者及びその家族に対する家族教室や医師による個別相談を実施し、薬物離脱や社会復帰を支援している。

＜令和3年度実施状況＞ 電話相談対応等：288件

V 血液確保及び造血幹細胞移植推進対策

現在、輸血用の血液製剤は、全て国内の献血で賄われているが、血漿分画製剤（※5）の自給率は、アルブミン製剤で約63%等となっている。県においては、400mL献血と成分献血参加者の確保を中心とした献血運動を推進するとともに、将来に向け、若年層への普及啓発を一層強化している。

また、白血病等の血液難病に対する治療法である造血幹細胞移植（骨髄移植、臍帯血移植、末梢血幹細胞移植）（※6）を推進するため、県民に対し、正しい知識の普及啓発等を行っている。



1 血液確保対策

(33,684千円)

(1) 献血運動の推進

効率的な計画献血を推進するため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき「兵庫県献血等推進計画」を策定し、啓発事業を展開している。

ア 確保すべき献血者数

県民医療に必要な血液を常時安定して確保するため、令和4年度の献血参加者等の目標数を定め、兵庫県赤十字血液センター及び関係機関と連携し、献血者の確保を図っている。

(P13 7参照)

<令和4年度献血確保目標・令和3年度実績>

区 分	4年度	3年度		
	目 標	目 標	実 績	対目標
血 液 量	94,177 L	93,949 L	95,971 L	102.2%※
献 血 参 加 者 数	243,600人	247,700人	241,595人	97.5%
献 血 者 数	213,101人	212,857人	217,724人	102.3%

※ 参考：平成2年度血液量 目標達成率 101.7%

イ 県民に対する普及啓発

献血者が減少する冬季を中心に、市町と連携してポスターや新聞等を活用した幅広い広報を行い、県民に献血への理解と協力を求めている。

また、全ての血液を常時安定して確保するため、兵庫県赤十字血液センターと連携し、複数回献血者の確保を図っている。

ウ 若年者層に対する献血思想の普及啓発

少子高齢化が進行するなか、将来にわたり安定した献血参加者の確保を図るため、高校生を中心とした若年者層に、ボランティアとしての献血の意義と正しい知識の普及啓発を推進している。

(ア) 高校生献血等推進ボランティア事業の実施

<令和3年度実施状況> 実施高校：9校

(イ) 兵庫県学生献血推進協議会が企画した学生献血推進イベント事業の実施

<令和3年度実施状況> 主要イベント：6回



高校生献血等推進ボランティア事業

(2) 血液製剤の適正使用の推進

血液製剤は、人の血液を原料とする有限で貴重なものであると同時に、原料に由来する感染リスクについて特段の注意を払う必要があるため、合同輸血療法委員会や輸血医療従事者を対象にした研修会を開催し、血液製剤の適正使用を推進している。

<令和3年度実施状況> 研修会開催：1回 参加者：141人

(3) 兵庫県赤十字血液センターへの助成

平成15年7月に神戸東部新都心に新築移転を行った兵庫県赤十字血液センター建築費の償還金の一部について、元利補給を行っている。

<期間> 平成15～令和9年度 <令和3年度元利補給金額> 32,689千円

2 造血幹細胞確保対策

(3,274千円)

(1) 造血幹細胞移植事業の普及啓発の推進

毎年10月の全国一斉「骨髄バンク推進月間」を中心とした広報媒体による普及啓発とともに、大学生を対象とした特別講義を実施し、理解・協力を求めている。

＜令和3年度特別講座実施状況＞ 大学：6校 参加者：903人

(2) 骨髄等ドナー登録の推進

兵庫県赤十字血液センター、市町及び各支援団体等の連携を図り、献血会場を活用した献血併行型骨髄等ドナー登録会を積極的に開催し、ドナー登録者の確保に努めている。

また、平成29年度に骨髄ドナー休暇制度の導入や普及啓発等に取り組む企業に対する支援金交付制度を創設し、ドナーが骨髄提供しやすい職場環境づくりを推進している。

さらに、令和3年度に骨髄等の提供を行った者への助成を実施する市町に対し県が補助を行うことにより、ドナーの負担を軽減し、ドナー登録者の確保と骨髄等移植率向上を促進している。

＜令和3年度実施状況＞ 献血併行型骨髄等ドナー登録会：30回 登録者数：228人
骨髄ドナー確保等活動支援：3企業に支援金各10万円交付
市町への助成：6市に1,020,000円補助

＜登録者等の状況（令和4年3月末日現在）＞

区 分	骨髄等ドナー有効登録者数		骨髄移植希望者数 (患者数)
	現在登録者数	対前年増加数 (増加率%)	
全 国	537,820人	6,867人 (1.3%)	1,732人 (国内)
兵庫県	20,300人	72人 (0.4%)	56人 (全国の3.2%)

(3) 臍帯血バンク事業の推進

NPO法人兵庫さい帯血バンクと連携・協力して、妊産婦への普及啓発や臍帯血の採取に従事する医療関係者等に対する技術向上のための研修を実施している。

＜臍帯血バンク事業の状況＞（令和4年3月末現在）

区 分	公開保存数	累計供給数	うち3年度供給数
全 国（6バンク計）	9,617本	22,056本	1,341本
兵庫さい帯血バンク	1,208本	2,395本	142本

(データ提供元：造血幹細胞移植情報サービス)

VI 温泉対策

(155千円)

1 温泉掘削等の許認可

温泉法に基づき設置した「兵庫県環境審議会温泉部会」の意見を聴いて、温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の増掘又は動力の装置の許可を行うほか、温泉の利用に係る許可並びに届出等の審査を行い、温泉の保護及びその利用の適正化を図っている。

2 温泉の採取に伴う災害の防止対策

温泉法に基づき、県内の業として温泉を採取する源泉のうち、採取に伴い発生する可燃性天然ガスの分離設備等が必要な源泉に対して、同設備の整備を指導し、災害の防止を図っている。

<源泉数>

(R4.3 末現在)

地区 区分	神戸・阪神		播磨	但馬		丹波	淡路	計	
	有馬			城崎	湯村				
源泉総数	183	42	77	141	10	62	12	31	444
うち利用源泉数	123	36	44	69	4	27	7	20	263
うちガス分離設備必要源泉数	38	2	13	1	0	0	4	6	62

用 語 編

【医薬品等の安全対策の推進について】

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※1	3	ジェネリック医薬品 (後発医薬品)	<p>新薬（日本で最初に発売された薬）の特許が切れた後に厚生労働大臣の承認を得て発売される薬のことで、「後発医薬品」または「後発品」と呼ばれる。</p> <p>特許が切れれば、有効成分や製造方法は共有の財産となり、同じ成分・効能の医薬品が安価に提供される。</p>
※2	4	地域連携薬局制度等	<p>患者が自信に適した薬局を選択できるよう、基準を満たした薬局からの申請を受けて機能別に知事が認定する制度。</p> <p>他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤等の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な機能を有する「地域連携薬局」と他の医療提供施設と連携し、専門的な薬学的見地に基づく指導を実施するために必要な機能を有する「専門医療機関連携薬局」がある。</p>
※3	4	溶出試験	<p>医薬品の品質を一定水準に確保することを目的として、錠剤やカプセル等からの主成分の溶出時間、溶出濃度等を測定して、溶出規格（日本薬局方等）への適合性を試験する方法。</p>
※4	6	危険ドラッグ	<p>植物片等に、覚醒剤や大麻等の規制薬物に化学構造を似せて合成された物質などが添加された乱用薬物の総称。</p> <p>乾燥植物片状、粉末状、液体状、固体状（錠剤）といった様々な形態がある。「合法ハーブ」「アロマ」「リキッド」「お香」等と称して販売され、乱用者が病院に救急搬送されたり、交通事故や事件を引き起こし、社会問題となった。</p>
※5	7	けっしょうぶんかくせいざい 血漿分画製剤	<p>多人数から得られた血漿成分を集めて原料血漿とし、この原料血漿から治療に有用なタンパク質を抽出し、高純度に精製したもの。</p> <p>アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、血液凝固因子製剤があり、急な出血や火傷、重症感染症、血友病など、目的に応じて使用される。</p>
※6	7	造血幹細胞移植	<p>骨髄移植</p> <p>白血病などにより、血液を造る機能が正常に働かなくなった患者の骨髄を健康な人（ドナー）の骨髄と置き換えて（実際は骨髄液を静脈から注入して）病気を根本的に治す治療法。</p>
		臍帯血移植	<p>臍帯血とは、胎盤とへその緒（臍帯）の中に含まれる血液のことで、赤血球、白血球、血小板などを造り出す細胞（造血幹細胞）がたくさん含まれており、これを患者に移植する治療法。</p>
		末梢血幹細胞移植	<p>末梢血幹細胞とは、人の血管内を循環している血液（末梢血）中の造血幹細胞のこと。</p> <p>骨髄に比べると、末梢血中の造血幹細胞は少ないため、ドナーに造血幹細胞を増やす薬を注射し、血液中に産生された造血幹細胞をドナーから採取し、これを患者に移植する治療法。</p>

資 料 編

1 薬事監視結果（令和4年3月末現在）

区 分		立入検査 対象施設数	立入検査 実施数	違 反 施設数	行 政 処 分 数
製 造 業	医薬品等製造販売業	323	51	2	1
	医薬品等製造業	565	119	4	2
	医療機器修理業	195	25	0	0
	小 計	1,083	195	6	3
薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業	薬 局 (薬局製造業等を含む)	1,206	432	8	0
	店舗販売業	450	135	0	0
	卸売販売業	461	131	2	0
	薬種商販売業	0	0	0	0
	特例販売業	1	0	0	0
	配置販売業	193	3	4	0
	小 計	2,311	701	14	0
高度管理医療機器 等販売業・貸与業		1,002	341	11	0
再生医療等製品販売業		42	2	0	0
合 計		4,438	1,239	31	3

注) 薬局、薬局製造業等、店舗販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業は保健所設置市を除く。

2 医薬分業率の推移 (単位：%)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
兵庫県	63.3	64.5	65.8	67.4	68.7	70.2	71.5	72.4	73.2	74.3
全 国	65.1	66.1	67.0	68.7	70.0	71.7	72.8	74.0	74.9	75.7
近畿圏	54.1	55.5	57.0	59.1	60.8	62.6	64.2	65.6	66.9	68.4

医薬分業率 = 薬局への処方せん枚数 ÷ 外来処方件数 (全体)

3 ジェネリック医薬品(後発医薬品)の数量シェアの推移 (単位：%)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
兵庫県	56.9	62.2	65.2	71.0	73.0	76.1	78.1
全 国	56.2	—	65.8	72.6	76.7	78.3	79.0

兵庫県：各年度10月調べ

全 国：9月の薬価調査に基づく集計値 (厚生労働省調べ)

4 毒物劇物監視結果（令和4年3月末現在）

区分	立入検査対象施設数	立入検査実施数	違反施設数	行政処分数
毒物劇物製造・輸入業	219	0	0	0
毒物劇物販売業	767	236	1	0
特定毒物研究者	27	1	0	0
要届出業務上取扱者	14	0	0	0
届出不要業務上取扱者	—	33	0	0
計	1,027	270	1	0

注) 毒物劇物販売業、要届出業務上取扱者及び届出不要業務上取扱者は保健所設置市を除く。

5 薬物事犯検挙者の状況

(単位：人)

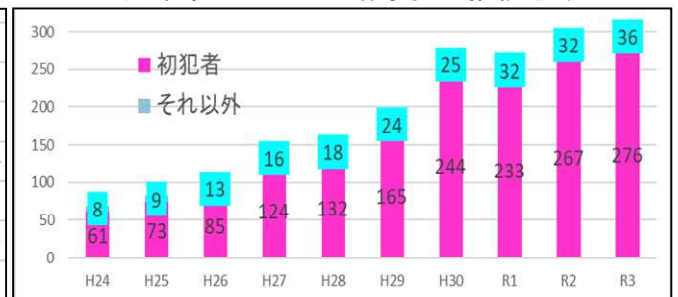
区分	全国				兵庫県				
	平29	平30	令元	令2	平29	平30	令元	令2	令3
検挙者数	14,019 (13,542)	14,322 (13,862)	13,860 (13,364)	14,567 (14,079)	595	665	657	699	714
覚醒剤	10,284 (10,113)	10,030 (9,868)	8,730 (8,584)	8,654 (8,471)	379	386	378	386	376
大麻	3,218 (3,008)	3,762 (3,578)	4,570 (4,321)	5,260 (5,034)	186	269	265	299	312
麻薬※	517 (421)	530 (416)	560 (459)	653 (574)	27	10	14	14	26

※向精神薬を含む
 全国：上段 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料
 下段 警察庁調べ
 兵庫県：兵庫県警察本部調べ

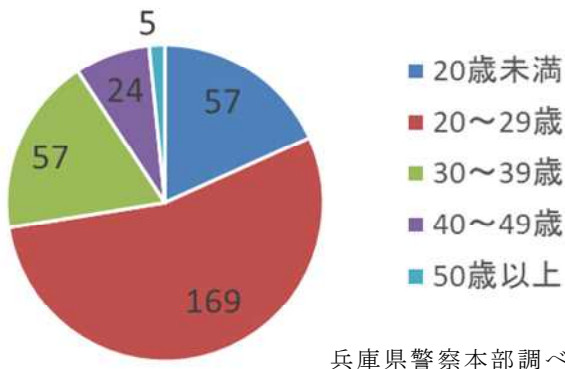
兵庫県における覚醒剤事犯の推移（人）



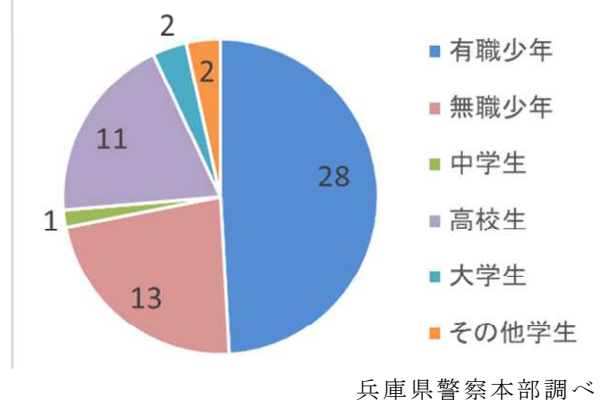
兵庫県における大麻事犯の推移（人）



令和3年兵庫県における大麻事犯年齢別検挙状況（人）



令和3年兵庫県における10代の職業別大麻事犯検挙状況（人）

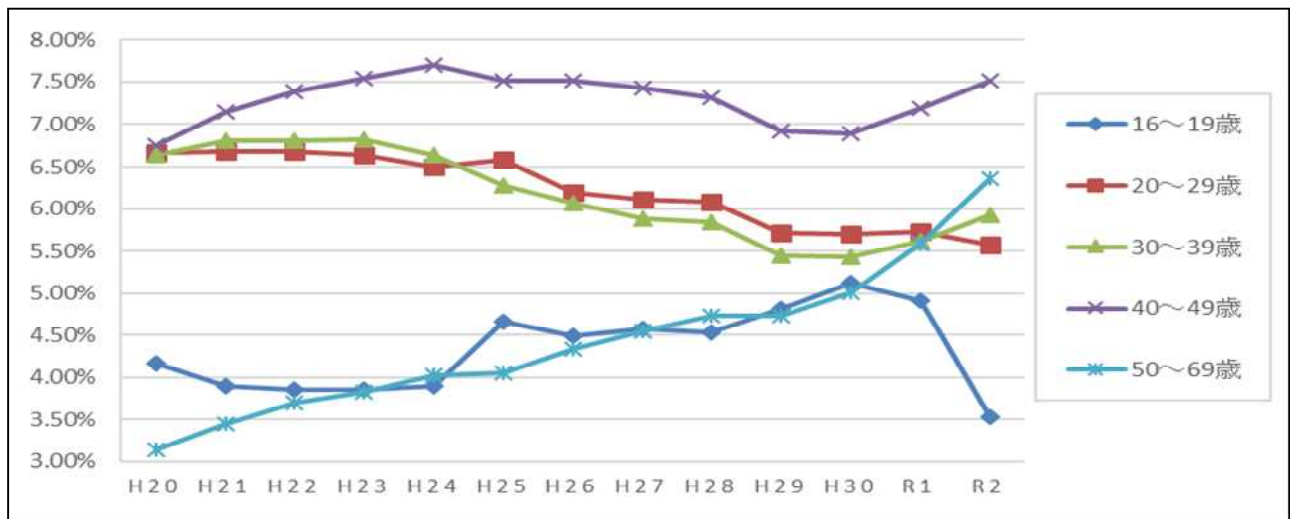


6 麻薬関係監視結果（令和4年3月末現在）

区 分		立入検査 対象施設数	立入検査 実施数	違 反 施 設 数	行 政 処 分 数
麻 薬	麻薬卸売業	38	7	0	0
	麻薬小売業	2,428	342	1	0
	病院	348	35	0	0
	診療所	2,107	41	1	0
	麻薬研究者	171	15	0	0
	小 計	(5,092)	(440)	(2)	(0)
向 精 神 薬	向精神薬卸売業	3	0	0	0
	向精神薬試験研究施設	87	2	0	0
	向精神薬診療施設	※	※	0	0
	向精神薬取扱薬局	※	※	0	0
	小 計	(90)	(2)	(0)	(0)
覚 せ い 剤 関 係	覚せい剤施用機関	2	0	0	0
	覚せい剤研究者	32	0	0	0
	覚せい剤原料取扱者	58	18	0	0
	覚せい剤原料研究者	16	1	0	0
	覚せい剤原料取扱医療機関	※	※	0	0
	覚せい剤原料取扱薬局	※	※	0	0
	小 計	(108)	(19)	(0)	(0)
大麻研究者		20	0	0	0
合 計		5,310	461	2	0

※薬事又は麻薬の立入検査数で計上しており、重複するため記載していない。

7 年代別献血率の推移



献血率 = 年代別献血者数 ÷ 年代別人口

8 (参考) 県内の管轄自治体別薬局等施設数(令和4年3月末現在)

管轄自治体		兵庫県	保健所設置市					計	合計
			神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	明石市		
製 造 業	医薬品等製造販売業	323							323
	医薬品等製造業	565							565
	医療機器修理業	195							195
	小計	1,083							1,083
薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業	薬局 (薬局製造業等を含む)	1,206	826	325	272	247	151	1,821	3,027
	店舗販売業	450	295	140	87	72	54	648	1,098
	卸売販売業	461							461
	薬種商販売業	0							0
	特例販売業	1	0	0	1	0	0	1	2
	配置販売業	193							193
	小計	2,311	1,121	465	360	319	205	2,470	4,781
	高度管理医療機器等 販売業・貸与業	1,002	966	322	273	220	136	1,917	2,919
再生医療等製品販売業	42							42	
合計		4,438	2,087	787	633	539	341	4,387	8,825

用 語 編

【医薬品等の安全対策の推進について】

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※1	3	ジェネリック医薬品 (後発医薬品)	<p>新薬（日本で最初に発売された薬）の特許が切れた後に厚生労働大臣の承認を得て発売される薬のことで、「後発医薬品」または「後発品」と呼ばれる。</p> <p>特許が切れれば、有効成分や製造方法は共有の財産となり、同じ成分・効能の医薬品が安価に提供される。</p>
※2	4	地域連携薬局制度等	<p>患者が自信に適した薬局を選択できるよう、基準を満たした薬局からの申請を受けて機能別に知事が認定する制度。</p> <p>他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤等の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な機能を有する「地域連携薬局」と他の医療提供施設と連携し、専門的な薬学的見地に基づく指導を実施するために必要な機能を有する「専門医療機関連携薬局」がある。</p>
※3	4	溶出試験	<p>医薬品の品質を一定水準に確保することを目的として、錠剤やカプセル等からの主成分の溶出時間、溶出濃度等を測定して、溶出規格（日本薬局方等）への適合性を試験する方法。</p>
※4	6	危険ドラッグ	<p>植物片等に、覚醒剤や大麻等の規制薬物に化学構造を似せて合成された物質などが添加された乱用薬物の総称。</p> <p>乾燥植物片状、粉末状、液体状、固体状（錠剤）といった様々な形態がある。「合法ハーブ」「アロマ」「リキッド」「お香」等と称して販売され、乱用者が病院に救急搬送されたり、交通事故や事件を引き起こし、社会問題となった。</p>
※5	7	けっしょうぶんかくせいざい 血漿分画製剤	<p>多人数から得られた血漿成分を集めて原料血漿とし、この原料血漿から治療に有用なタンパク質を抽出し、高純度に精製したもの。</p> <p>アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、血液凝固因子製剤があり、急な出血や火傷、重症感染症、血友病など、目的に応じて使用される。</p>
※6	7	造血幹細胞移植	<p>骨髄移植</p> <p>白血病などにより、血液を造る機能が正常に働かなくなった患者の骨髄を健康な人（ドナー）の骨髄と置き換えて（実際は骨髄液を静脈から注入して）病気を根本的に治す治療法。</p>
		臍帯血移植	<p>臍帯血とは、胎盤とへその緒（臍帯）の中に含まれる血液のことで、赤血球、白血球、血小板などを造り出す細胞（造血幹細胞）がたくさん含まれており、これを患者に移植する治療法。</p>
		末梢血幹細胞移植	<p>末梢血幹細胞とは、人の血管内を循環している血液（末梢血）中の造血幹細胞のこと。</p> <p>骨髄に比べると、末梢血中の造血幹細胞は少ないため、ドナーに造血幹細胞を増やす薬を注射し、血液中に産生された造血幹細胞をドナーから採取し、これを患者に移植する治療法。</p>

資料 2

令和 4 年 5 月 1 6 日
健康福祉常任委員会資料

医療確保と健康づくり

- ・ 生活衛生の推進について

保健医療部

生活衛生課

目 次

【生活衛生の推進について】

I	食の安全安心の推進	3
II	水道の整備と衛生対策	7
III	生活衛生営業指導対策	8
IV	生活環境の衛生確保対策	9
V	動物愛護管理対策	10
資料編（文中に参照頁を表示）		14
用語編（文中に※で参照番号を表示）		21

【生活衛生の推進について】

I 食の安全安心の推進

食の安全安心と食育に関する条例に基づいて令和4年3月に策定した「食の安全安心推進計画(第4次)」(令和4年度～令和8年度)により、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、食品衛生法の改正により全ての事業者にHACCP(ハサップ) (※1)に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、小規模事業者等に対して「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入・定着支援に取り組む。

1 食品衛生対策

(39,107千円)

(1) 食品関係施設の監視指導

食品関係施設に対する危害度に応じた業種毎の監視回数等を定めた県監視指導計画(毎年度策定公表)に基づき、監視及び検査体制の充実強化に努める。

令和3年度の食品関係施設に対する監視指導は、営業許可施設(※2)84,971施設に対し、延べ30,261回、営業届出施設(※3)25,381施設に対し、延べ5,405回実施した。(P.14～17 1～2参照)

<令和3年度実績>食品関係施設の監視状況

区分	業種	所管	年度末施設数	監視実施回数
営業許可施設	改正前の食品衛生法に基づく34業種	県	28,281	9,914
		政令(中核)市	44,644	11,237
		計	72,925	21,151
	改正後の食品衛生法に基づく32業種	県	4,619	597
		政令(中核)市	7,427	8,513
		計	12,046	9,110
合計			84,971	30,261
営業届出施設	集団給食施設、野菜果物販売業等	県	9,529	1,003
		政令(中核)市	15,852	4,402
		計	25,381	5,405

ア 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援

小規模事業者等に対し、講習会(令和3年度69回1,888人)や来庁時のほか、施設監視時に厚生労働省が確認した手引書を活用した導入支援を行う。

イ モニタリング機器を活用した科学的監視

健康福祉事務所(保健所)に配備しているモニタリング機器(※4)を活用(令和3年度4,349件)し、より高度化した食品工場や大量調理施設を重点対象とした科学的なデータに基づく専門的な監視を推進する。

ウ 食品関係施設一斉取締りの実施

食中毒の多発する時期や食品が多量に流通する時期等に合わせた県内一斉の取

縮り期間(夏期(7月)、年末(12月)、ふぐ取扱い施設(11～2月))を設け、食品関係施設を重点的に監視指導し、食品に起因する事故の防止に努める。

エ 季節的営業の集中監視

海水浴場、キャンプ場、スキー場等、季節的に利用客が急増する営業施設に対しては集中的に監視指導を行い、食品及び施設の衛生確保に努める。

(2) 食品及び添加物等の試験検査

食品及び添加物等の安全性を確保するため、県立健康科学研究所及び健康福祉事務所検査室において食品等の試験検査(令和3年度 592件)を実施し、違反品の排除に努め、食品に対する県民の不安解消を図る。(P.18 3参照)

(3) 食中毒防止対策

ア 食中毒の発生状況

令和3年度の県内における食中毒発生件数は13件であった。

主な病因物質では、アニサキス(※5)によるものが4件、ノロウイルス(※6)によるものが4件、カンピロバクター(※7)によるものが1件発生した。

<令和3年度実績>食中毒発生件数、患者数、死者数

県		政令(中核)市		計		全 国	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
5	81(0)	8	36(0)	13	117(0)	717	11,080(2)

注：()内は死者数で内数、患者数は速報値。全国は年次統計のため令和3年

イ 食中毒の予防対策

カンピロバクター食中毒防止のため、鶏肉等の衛生的取扱い等について営業者及び消費者に指導・啓発を行い、ノロウイルス食中毒防止として、調理従事者の健康管理及び二次汚染対策の徹底を中心とした指導を行う。

食中毒の発生頻度の高い業種への重点監視を実施するとともに、営業者や従事者を対象とした衛生講習会(令和3年度36回)を計画的に開催する。

(4) 違反に対する行政措置状況

食品関係営業者に対して、監視指導を通じて食品衛生法の遵守を指導し、違反事例を発見した場合には、厳正かつ速やかに措置を行い、事故の拡大防止、違反の再発防止を図る。

<令和3年度実績>行政措置状況

区 分	処 分 内 容						始末書 徴 収
	営業禁止 命 令	営業停止 命 令	廃 命 令	棄 命 令	回 命 令	収 命 令	
許可を要する営業 (※2)	0 (0)	9 (4)	2 (0)		4 (0)		22 (5)
許可を要しない営業 (※8)	0 (0)	0 (0)	1 (0)		4 (4)		9 (6)

注：()内は政令(中核)市分以内数

2 食肉衛生対策

(86,093 千円)

「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食肉センター及び食鳥処理場におけると畜検査・食鳥検査の徹底、事業者・従事者への衛生指導並びにHACCPに沿った衛生管理の徹底に努め、食肉・食鳥肉の安全性の確保を図る。

(1) と畜検査

ア と畜検査の状況

県内のと畜検査頭数はここ数年やや減少傾向にあるが、令和3年度における全獣畜のと畜検査頭数は前年度に比べて増加し、156,630頭であった。

<令和3年度実績>畜種別と畜検査頭数

牛・馬	豚	めん羊・山羊	とく(子牛)・駒(子馬)	と畜 頭数合計
60,866 (46,781)	95,689 (53,387)	0 (0)	75 (53)	156,630 (100,221)

注：()内は政令(中核)市分で内数

イ 精密検査の実施

家畜疾病の複雑多様化、動物用医薬品の食肉中への残留、口蹄疫など外国からの疾病の侵入など新たな課題が生じていることから、最新の機器による微生物学、病理学及び理化学検査等、精密検査の充実に努める。(P.18 4参照)

<令和3年度実績>

精密検査頭数 509頭(うち全部廃棄287頭、一部廃棄130頭)

ウ BSE(牛海綿状脳症)対策の実施

平成13年10月18日以降、BSE対策特別措置法に基づき、対象牛のスクリーニング検査(※9)及び特定部位の完全な除去、焼却など適正な措置を講じてきた。

平成29年度以降は、健康牛のBSE検査を廃止し、生体検査を徹底して、生後24か月齢以上の牛のうち原因不明の神経症状又は全身症状を示す牛のみBSE検査を実施する。

<令和3年度末までの実績累計>

BSE検査頭数 824,986頭(すべて陰性)

(2) 食鳥検査

ア 食鳥検査の状況

年間処理羽数が30万羽を超える大規模食鳥処理場における令和3年度の食鳥検査羽数は17,968,530羽であった。

<令和3年度実績>食鳥検査羽数等

食鳥処理場(食鳥検査対象)			認定小規模食鳥処理場(2月末)		
施設数	管理者数	検査羽数	施設数	管理者数	処理羽数
6	83	17,968,530	96 (54)	138 (72)	610,958 (260,417)

注：()内は政令(中核)市分で内数

イ 食鳥処理衛生管理者等に対する指導

食鳥検査員を補助する食鳥処理衛生管理者に対し、食鳥の疾病や異常の見分け方などの指導を行い、資質の向上を図る。

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルを作成するとともに、平成 16 年 2 月の京都府内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ集団感染事例を教訓として、次の措置を講じている。

- (ア) 食鳥検査申請書に出荷農場からの「搬入食鳥確認書」を添付させる。
- (イ) 食鳥検査で高病原性鳥インフルエンザの疾病が疑われる場合には、簡易キットを用いたスクリーニング検査を実施し感染の有無を確認する。

令和 3 年度は姫路市内の養鶏場における発生を踏まえ、関係者等との情報共有と検査体制の更なる強化により、食鳥処理場での発生防止を図っている。

3 HACCPに基づく衛生管理の推進

(931 千円)

県内事業者に対して、高度な食品衛生管理システムである HACCP の導入により信頼できる食品産業の育成を図るため、食品の製造等の工程を知事が認定する「兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP)」認定制度を推進する。(P. 19 5 参照)

<令和 3 年度末現在> 県版 HACCP 認定施設：43 件



4 食の安全安心施策の充実・強化

(666 千円)

(1) 「食の安全安心と食育審議会」の開催

食の安全安心推進計画の見直しや食品等の安全基準の設定など、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、知事の附属機関として、学識経験者、消費者及び事業者並びに関係団体を代表する委員で構成する「食の安全安心と食育審議会」を開催する。

(2) 関係者相互の情報共有等

ア 情報の一元的な発信等

県ホームページや出前講座等により、食品の安全性に関する正確な情報や県が実施する食の安全・安心施策などの情報の一元的・効果的な発信・開示に努める。

<令和 3 年度実績>

出前講座 99 回、参加者 2,492 人



イ 情報モニターの配置

県が発信する食の安全・安心情報の受信状況や理解しやすさのほか、県に対する意見や要望を定期的に報告してもらう情報モニターを配置し、県の施策に反映する。

ウ 意見交換会の開催

県民の食の安全安心の推進について、正しい知識の普及と情報交換を行う場として、県下地域の特色を生かした食の安全安心フェア等による意見交換会を開催し、県民、事業者、行政が相互に意見交換できる機会を設け、リスクコミュニケーション(※10)を推進する。

また、安全な食習慣の定着を図るため、子どもを対象とした普及啓発に取り組む。



II 水道の整備と衛生対策

水道未普及地域の解消、地震などの災害や濁水に強い水道づくりをめざした施設整備の指導と水道施設に対する維持管理指導を通じて、安全で安心して飲める水を安定的に供給できる水道システムの構築を図る。

1 水道の現況

(1) 水道の普及状況

兵庫県の水道普及率は、令和2年度末で99.8%に達しており、面的整備はほぼ完了している。

＜直近年度までの実績＞水道の普及率の推移 (単位：%)

年度	昭40	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17	平22	平30	令2
普及率	82.1	91.4	96.2	98.2	98.8	99.2	99.4	99.6	99.7	99.8	99.8	99.8

(2) 水道施設の状況

令和2年度末における水道施設数は、上水道が43、簡易水道が16、専用水道が170、水道用水供給事業が4、県条例に基づく特設水道が66、総数で299施設である。普及率の高い都道府県の中では小規模水道が多いことが本県の特徴である。

2 水道事業広域連携等の推進

(904 千円)

「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言等を踏まえ、水道事業の課題解決に向けた取組について、市町振興課及び令和3年度から広域連携を主管する企業庁水道課と連携を図りながら、各市町等と一体となって推進する。

3 強靱な水道施設の整備

(1,412,430 千円)

高度経済成長期に整備された水道施設は老朽化が進行し、また耐震性も低いため、水道事業者等により、順次、更新・耐震化等対策が続けられているが、国庫補助金の活用及び交付金を各市町に配分することにより、県内水道施設の耐震性向上や事業の効率化を進める。

＜令和4年度予定＞国庫補助事業の概要

種別	補助事業 1件			交付金事業 31件			
	簡易水道 0		上水道 1	耐震化 22		基盤強化 9	
区分 件数	施設機能維持	1	浸水対策………1	生活基盤近代化	1	水道広域化	1
				高度浄水	1	運営基盤強化	4
				緊急時給水拠点確保	5	IoT活用推進	3
				水道管路耐震化	15	効果促進	1

4 水道施設等の衛生管理指導 (816千円)

安全で良質な水の供給を図るため、健康福祉事務所職員による水道施設への立入検査を行い、消毒の徹底等の維持管理指導や施設の改善指導を行う。

令和2年度の供給水の水質検査結果によると、全事業体で7,905件の検査が実施され、うち8件が水質検査基準不適合であったが、原因究明を行うとともに、浄水処理及び薬品の適正管理等の改善措置が講じられた。

(1) クリプトスポリジウム等対策

塩素消毒では不活性化しない原虫クリプトスポリジウム(※11)等の感染防止を図るため、水道事業者等に対し、浄水処理における濁度管理の徹底や原水の糞便汚染指標菌検査の実施を指導し、汚染の恐れが判明した場合は浄水処理方法を改善するよう指導する。

(2) 水道の危機管理対策の強化

河川への油流出による給水停止事案等の緊急事態に対処するため、水道事業者等に対し、県が策定している「飲料水健康危機管理実施要領」及び「対策マニュアル」を参考として、自らの危機管理マニュアル等の整備と、それに基づく迅速・適切な対応を行うよう指導する。

III 生活衛生営業指導対策

住民の日常生活に密着した生活衛生関係営業施設(旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所)に対して監視指導を行うとともに、経営の近代化を促進することにより、衛生水準の向上を図る。

1 生活衛生関係営業施設の監視指導 (3,735千円)

生活衛生関係営業施設に対する監視指導は、特に衛生対策の強化が求められる旅館業と公衆浴場に重点を置いて実施する。令和3年度は、旅館、公衆浴場、興行場の許可を要する施設3,384施設に対し、延べ2,511回、理容所、美容所、クリーニング所の届出を要する施設17,228施設に対し、延べ2,137回の監視指導を行った。

なお、海水浴場、スキー場の宿泊施設に対しては、利用者の多い季節に集中監視指導を行い、衛生確保に努める。(P.20 6参照)

＜令和3年度実績＞生活衛生関係営業施設の監視状況

区 分	業 種	所 管	年度末施設数	監視実施回数
許可を要する施設	旅館・ホテル、公衆浴場、興行場	県	2,164	1,461
		政令(中核)市	1,220	1,050
		計	3,384	2,511
届出を要する施設	理容所、美容所、クリーニング所	県	6,624	1,351
		政令(中核)市	10,604	786
		計	17,228	2,137

2 生活衛生関係営業の指導・助成事業 (23,400千円)

(1) 経営の健全化指導事業

営業の近代化・健全化促進のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターに運営費補助を行い、①経営指導員による融資相談・指導、②弁護士・税理士等による法律・税務相談事業、③経営講習会の開催、④経営特別相談員養成事業等を支援する。

(2) 生活衛生関係営業への振興助成事業

業界の衛生水準向上と振興のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターを通じて、①消費者サービスの向上・需要拡大事業、②雇用管理改善事業等を実施する。

3 公衆浴場等の衛生対策 (1,206千円)

公衆浴場や旅館の入浴施設におけるレジオネラ属菌(※12)による感染症の発生を防止するため、適切な衛生管理を指導するとともに、リーフレット等により営業者に対する啓発を実施する。

また、一般公衆浴場の衛生水準の確保と経営安定化のため、日本政策金融公庫から施設整備資金を借り入れた場合の利子補給事業を市町と協調して実施する。

＜令和3年度実績＞ 利子補給1件 4千円

4 住宅宿泊事業(いわゆる「民泊事業」)の適正な運営の確保に向けた取組

住宅宿泊事業を制限する区域・期間の設定に加え、周辺住民への事前周知や善良の風俗保持などを義務付ける独自措置を盛り込んだ条例に基づき、生活環境の悪化やトラブルを防止し、事業の適正な運営を図る。

また、住宅宿泊事業の届出の受理や監督業務を円滑に行うとともに、苦情や通報に対して適切に対応する。

〈全国及び県内の届出状況(令和4年4月14日現在)〉

	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	県合計	全国
届出件数	44	65	2	5	0	1	117	18,153

IV 生活環境の衛生確保対策

快適な生活環境を確保するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物における衛生的な環境の確保を図るとともに、住宅の衛生管理等についての普及啓発を行う。

1 建築物の衛生的環境の確保に関する事業 (1,400千円)

一定規模以上の店舗、旅館、興行場、百貨店、学校等特定用途の建築物に対して、衛生上必要な維持管理を指導するとともに、建築物清掃業等の事業者登録・指導を行う。

2 快適で健康的な住居環境づくりの推進

ホルムアルデヒド等の揮発性化学物質によるシックハウス症候群(※13)や、カビ・ダニによるアレルギーなど住居環境に起因する健康被害を防止するため、有効な換気や清掃方法等快適な住居環境づくりを普及・啓発するとともに、県民からの相談への適切な対応に努める。

3 生活環境安全対策

遊泳用プールについて、「遊泳用プール指導要綱」に基づき、施設の維持・水質管理・消毒を指導するとともに、「プールの安全標準指針」により安全対策の徹底を図る。

V 動物愛護管理対策

心の癒しや教育の観点から、ペット動物が人の生活に及ぼす役割が注目されている。しかし一方で、飼養の途中放棄や、後先を考えない無責任な餌やりに起因する迷惑などの問題も発生している。動物は「命あるもの」として愛護され、飼養者責任の下で適切に飼養管理される必要があることから、令和3年3月に改定した「動物愛護管理推進計画」に基づく各種施策を積極的に推進し、人と動物が調和し、共生する社会づくりを進める。

1 動物愛護対策の推進 (126,458千円)

動物愛護センター及び支所(三木、龍野、但馬、淡路)を拠点として、地域に根ざした動物愛護対策を推進する。

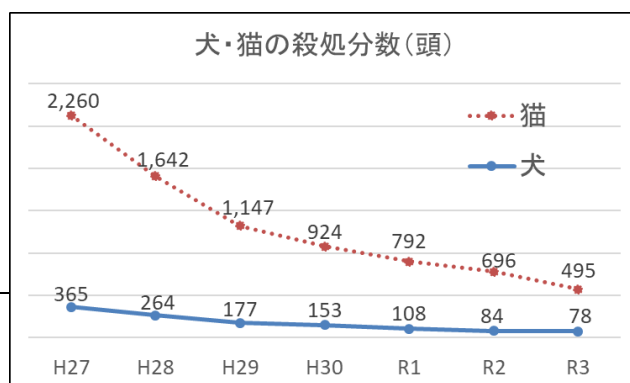
(1) 動物の適正飼養の普及啓発

動物の不適切な飼養による迷惑や虐待を防止するため、リーフレットの配布、市町広報誌への掲載等により、動物の適正飼養の普及啓発に努めるとともに、犬のしつけ方教室や動物の適正飼養講習会等を開催する。(令和3年度 1,198回、5,809名)(P.20 7参照)



犬のしつけ方教室

特に猫については、処分される動物の多くを占めていることから、県内5カ所の動物愛護センターに順次整備した猫の完全屋内飼養モデルルームを活用するとともに、平成29年3月に策定した「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」に基づき、完全屋内飼養や不妊措置の実施をはじめとした適正飼養の普及を推進する。



(2) 動物愛護思想の高揚

各種啓発講習会及び小動物とのふれあい事業等を積極的に展開することにより、動物愛護思想の高揚を図る。(P.20 8参照)



学校への出張啓発事業

＜令和3年度実績＞

- ・動物愛護センター愛護館入館者(注1) 3,352人
- ・講習会・ふれあい事業等の実施状況(注2)

	対象者	実施回数	受講者人数
センター	児童	0	0
	一般	480	1,972
三木支所	児童	3	22
	一般	73	516
龍野支所	児童	10	302
	一般	69	332
但馬支所	児童	5	152
	一般	163	754
淡路支所	児童	3	107
	一般	24	218
計	児童	21	583
	一般	809	3,792
合計		830	4,375

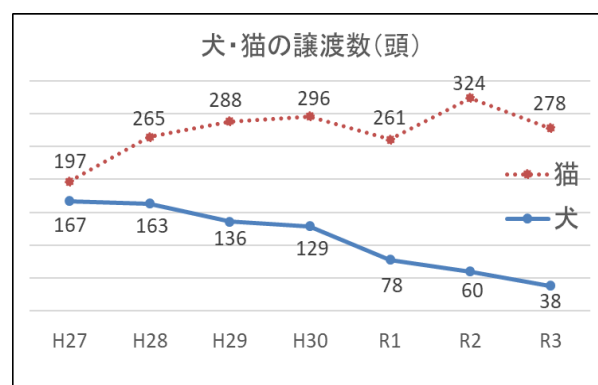
注1：R3/4/25～6/20は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため閉館

注2：R3/4/25～6/20は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業中止

(3) 犬及び猫の譲渡

動物愛護センターが引き取り等した犬猫に生存の機会を与えるとともに、地域における模範的な飼い主に譲渡することにより、動物の適正飼養の普及啓発を図る。また、団体等と連携しながら譲渡事業を推進するとともに、平成28年度からは、ふるさとひょうご寄附金を活用し、ボランティアの協力を得て、離乳前の子犬や子猫を育て譲渡に繋げている。

(令和3年度保育数 子猫：182頭)



(4) 負傷動物の收容等

(一社)兵庫県獣医師会とも連携し、公共の場所において負傷動物が発見された際の応急処置等を実施する。(令和3年度 105頭)

2 動物管理対策の強化

(9,629千円)

(1) 動物に関する相談対応

鳴き声や放し飼い等、県民から寄せられる動物に関する様々な相談に適切に対応する。動物虐待が疑われる事例等については、必要に応じ警察と連携し対応する。

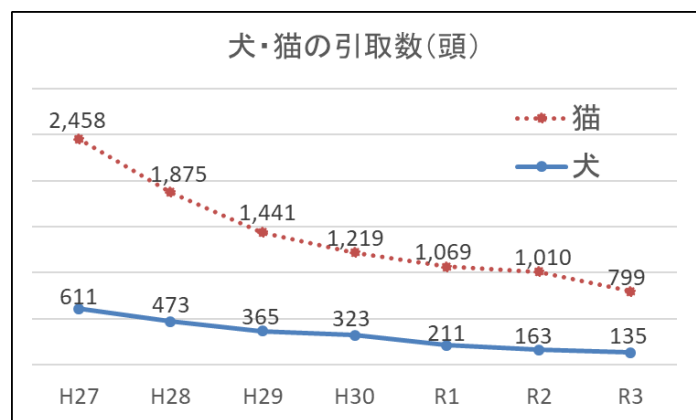
＜令和3年度末実績＞相談受付状況

(単位：件)

所管	犬			猫			その他		
	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他
県	232	431	1,123	553	437	1,563	21	29	437
政令(中核)市	172	978	4,895	636	609	2,531	14	57	385
計	404	1,409	6,018	1,189	1,046	4,094	35	86	822

(2) 犬及び猫の引取り

所有者不明の犬・猫の引取りは、周辺環境が損なわれるおそれがある場合等に実施する。また、所有者からの犬・猫の引取りに関する相談については、状況を聞き取り、終生飼養等を指導した後、攻撃性等やむを得ない場合のみ引取りを実施する。



(3) 動物取扱業の登録指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動愛法」という。)に基づき動物取扱業(※14)の監視指導を実施するとともに、動物取扱責任者を対象とした研修会を実施し、適正管理の徹底を図る。

＜第一種動物取扱業登録状況(令和3年度末時点)＞

(単位：件)

所管	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	競り	計
県	426	514	11	105	69	6	0	1,131
政令(中核)市	488	767	29	148	106	7	0	1,545
計	914	1,281	40	253	175	13	0	2,676

＜第二種動物取扱業届出状況(令和3年度末時点)＞ (単位：件)

所管	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
県	30	3	2	0	10	45
政令(中核)市	40	2	2	0	6	50
計	70	5	4	0	16	95

(4) 特定動物からの侵害防止

ライオンやワニ等の特定動物(※15)の飼養者に対し、動愛法に基づく適正管理指導を行い、人の生命、身体、財産に対する侵害の防止に努める。

<特定動物飼養許可状況(令和3年度時点)>

所 管	施設数	種 数	頭 数
県	14	5	26
政令(中核)市	25	58	256
計	39	59	282

3 危機管理対策の強化

(1) 動物由来感染症対策

動物の飼養者や動物取扱業者等に対し、動物由来感染症に関する知識を普及・啓発し、感染防止に努める。

(2) 狂犬病予防対策

市町及び(一社)兵庫県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の着実な実施を図る。

(3) 災害対策

災害時には、平成23年度に県内の政令(中核)市及び動物関係団体と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき対応する。また、災害発生時の同行避難(飼い主が動物と共に避難すること)及び平常時における準備の必要性等について啓発を行う。

4 改正動愛法への対応

改正された動愛法を適切に運用するため、パンフレット等の啓発資材を活用した県民への周知を行う。特に、動物取扱業施設については、監視指導及び動物取扱責任者研修等により、販売される犬猫へのマイクロチップ(※16)の装着や飼養管理基準等の遵守について周知徹底を図る。

5 動物愛護センター各支所の機能強化

(65,000千円)

県内5カ所の動物愛護センターに順次整備した、猫の完全屋内飼養モデルルームを活用し、猫の適正飼養の普及啓発を図るとともに、譲渡事業をさらに推進する。

【整備状況】

令和元年7月完成	動物愛護センター
令和4年2月完成	龍野支所
令和4年3月完成	但馬支所、淡路支所
令和4年4月完成	三木支所

資 料 編

1 食品衛生監視状況（令和3年度県健康福祉事務所実施分）

県目標監視回数 (ランク)	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	2,601	1,844	70.9
1回／2年 (B)	941	994	105.6
1回／3年 (C)	6,522	6,144	94.2
1回／6年 (D)	1,493	1,609	107.8
適 宜 (E)	/	923	/
合 計 (Eランクを除く。)	11,557	10,591	91.6

<内訳>

(1) 営業許可業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	飲食店営業 (大量調理)	1,752	1,428	81.5
1回／2年 (B)	そうざい製造業 他	924	988	106.9
1回／3年 (C)	菓子製造業 他	6,514	6,140	94.3
1回／6年 (D)	麺類製造業 他	1,493	1,609	107.8
適 宜 (E)	乳類販売業 (食品衛生法改正前) 他	/	346	/
合 計 (Eランクを除く。)		10,683	10,165	95.2

(2) 営業届出業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率 (%)
1回／1年 (A)	集団給食施設 (大量調理)	849	416	49.0
1回／2年 (B)	集団給食施設 (Aランク・簡易調理施設以外)	17	6	35.3
1回／3年 (C)	集団給食施設 (簡易調理施設)	8	4	50.0
適 宜 (E)	要届出業種 (A・B・Cランク以外)	/	577	/
合 計 (Eランクを除く。)		874	426	48.7

2 食品関係業種別施設数

(1) 営業許可施設数（令和3年度末現在）

ア 改正前の食品衛生法に基づく34業種

項 目 業 種		施 設 数							合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	6,445	5,432	2,873	1,391	798	1,129	11,623	18,068
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	816	1,065	179	164	78	96	1,582	2,398
	旅 館	879	213	86	30	20	14	363	1,242
	そ の 他	10,917	11,348	2,127	2,894	1,495	2,554	20,418	31,335
	小 計	19,057	18,058	5,265	4,479	2,391	3,793	33,986	53,043
菓 子 製 造 業		3,444	2,113	694	422	303	615	4,147	7,591
乳 処 理 業		5	3					3	8
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業									
乳 製 品 製 造 業		50	40	7	1		5	53	103
集 乳 業		2							2
魚 介 類 販 売 業		1,054	494	422	117	138	90	1,261	2,315
魚 介 類 せ り 売 営 業		25	4	7	1	5		17	42
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		24	27	6	4	3	2	42	66
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		449	151	48	52	40	50	341	790
か ん 詰 又 は び ん 詰 食 品 製 造 業		59	52	17	7	1	3	80	139
喫 茶 店 営 業		924	712	309	109	284	314	1,728	2,652
あ ん 類 製 造 業		24	2	5	2		4	13	37
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		414	264	66	48	36	79	493	907
乳 類 販 売 業									
食 肉 処 理 業		197	81	19	14	6	14	134	331
食 肉 販 売 業		838	563	167	139	97	121	1,087	1,925
食 肉 製 品 製 造 業		51	32	6	3	2	7	50	101
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		6	1					1	7
食 用 油 脂 製 造 業		12	9	2	3		1	15	27
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		3	6					6	9
み そ 製 造 業		128	14	6	1	1	1	23	151
醤 油 製 造 業		35	2	3	5	2		12	47
ソ ー ス 類 製 造 業		30	39	3	11	2	5	60	90
酒 類 製 造 業		56	19	10		8	11	48	104
豆 腐 製 造 業		70	29	13	13	5	6	66	136
納 豆 製 造 業		9	1	1				2	11
め ん 類 製 造 業		430	72	58	13	4	18	165	595
そ う ざ い 製 造 業		772	385	116	48	75	71	695	1,467
添 加 物 製 造 業		39	29	13	9	4	3	58	97
食 品 の 放 射 線 照 射 業									
清 涼 飲 料 水 製 造 業		59	31	11	4	1	4	51	110
氷 雪 製 造 業		15	4	2		1		7	22
氷 雪 販 売 業									
合 計		28,281	23,237	7,276	5,505	3,409	5,217	44,644	72,925

監視数	9,914	6,643	590	1,606	1,158	1,240	11,237	21,151
-----	-------	-------	-----	-------	-------	-------	--------	--------

イ 改正後の食品衛生法に基づく 32 業種

業 種	項 目	施 設 数							合 計
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	1,525							
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	129							
	旅 館	146							
	そ の 他	1,466							
	簡 易 な 営 業	38							
	小 計	3,304	3,175	1,001	819	406	570	5,971	9,275
	調理の機能を有する自動販売機による営業	59	21	17	11	2	4	55	114
	食肉販売業	135	120	44	32	24	15	235	370
	魚介類販売業	166	101	51	18	18	10	198	364
	魚介類競り売り営業	5	2			1		3	8
	集乳業								
	乳処理業	1	2					2	3
	特別牛乳搾取処理業								
	食肉処理業	34	16	1		1		18	52
	食品の放射線照射業								
	菓子製造業	455	295	97	51	31	53	527	982
	アイスクリーム類製造業	8	10	4	1		2	17	25
	乳製品製造業	6	5		2	1		8	14
	清涼飲料水製造業	6	2	1	2	2	1	8	14
	食肉製品製造業	10	8	3		1		12	22
	水産製品製造業	54	17	8	1	7	2	35	89
	氷雪製造業	1	2	1				3	4
	液卵製造業	3					1	1	4
	食用油脂製造業	2	1		1			2	4
	みそ又はしょうゆ製造業	21	1		2			3	24
	酒類製造業	8	14			1		15	23
	豆腐製造業	10	4	1	1	1		7	17
	納豆製造業								
	麺類製造業	90	16	14	2	2	1	35	125
	そうざい製造業	160	107	32	22	14	7	182	342
	複合型そうざい製造業	2	6	1			1	8	10
	冷凍食品製造業	2	8		4	1	3	16	18
	複合型冷凍食品製造業	1							1
	漬物製造業	36	11	2	4	2	1	20	56
	密封包装食品製造業	12	7	2	1	2	1	13	25
	食品の小分け業	20	14	2	5		2	23	43
	添加物製造業	8	3	3	3		1	10	18
	合 計	4,619	3,968	1,285	982	517	675	7,427	12,046

監視数	597	6,604	1,053	68	37	751	8,513	9,110
-----	-----	-------	-------	----	----	-----	-------	-------

(2) 営業届出施設数（令和3年度末現在）

項 目		施 設 数								
		兵 庫 県	神 戸 市	姫 路 市	尼 崎 市	明 石 市	西 宮 市	政 令 市 合 計	合 計	
給食施設	学校	143		57	7	11	65			
	病院・診療所	65		15	8	7				
	事業所	40		5	4		1			
	その他	844		182	194	78	98			
	小計	1,092	523	259	213	96	164	1,255	2,347	
旧許可業種	魚介類販売業(包装魚介類)	98	834	53	17	123	181	1,208	1,306	
	食肉販売業(包装食肉)	257	925	308	18	132	204	1,587	1,844	
	乳類販売業	1,534	2,070	764	226	334	469			
	氷雪販売業	40	19	11	9	3	5	47	87	
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,580	1,122	416	331	42	55	1,966	3,546	
販売業	弁当販売業	21	41	4	3	4	5	57	78	
	野菜果物販売業	138	131	22	49	28	28	258	396	
	米穀類販売業	56	44	14	15	4	9	86	142	
	通信販売・訪問販売による販売業	20	21	3	3	1	8	36	56	
	コンビニエンスストア	754	160	41	201	17	26	445	1,199	
	百貨店、総合スーパー	655	206	95	115	27	50	493	1,148	
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	572	380	202	118		56	100	856	1,428
	その他の食料・飲料販売業	1,608	1,460	582	391	250	303	2,986	4,594	
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	6	7	5	8		1		21	27
	いわゆる健康食品の製造・加工業	14	11		2		2		15	29
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	82	47	11	9		6	18	91	173
	農産保存食料品製造・加工業	234	33	3			13		49	283
	調味料製造・加工業	68	25	6	6		3	8	48	116
	糖類製造・加工業	1	4	1					5	6
	精穀・製粉業	38	11	4	2			7	24	62
	製茶業	37	7	8	1				16	53
	海藻製造・加工業	24	5	3			1	3	12	36
	卵選別包装業	17		5					5	22
	その他の食料品製造・加工業	394	99	59	11		9	18	196	590
上記以外のもの	行商	37	9	15	2	2	2	30	67	
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	98	15	6	13		3	2	39	137
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	7	2						2	9
	その他	47	123	1	12	2	18	156	203	
合 計	9,529	8,334	2,901	1,775	1,156	1,686	15,852	25,381		

監視数	1,003	3,744	123	218	156	161	4,402	5,405
-----	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-------	-------

3 食品、添加物、器具容器等の試験検査実施状況（令和3年度）

	区分	検査件数		検査項目数		不適 件数 不良	不適 % 不良
食品・ 添加物等 の検査	穀類、野菜、果実等の残留農薬試験	105	(15)	31,500	(4,500)		
	器具及び容器包装の規格試験	20	(11)	40	(22)		
	米のカドミウム試験	14		14			
	輸入食品の指定外添加物等試験	40	(40)	440	(440)		
	輸入柑橘類等の防カビ剤試験	10	(10)	40	(40)		
	☆家庭用品（繊維製品）の試験	10		10			
	遺伝子組換え食品試験	10	(7)	30	(21)		
	アレルギー食品試験	5		5			
	◎国産食肉の残留農薬試験	12		2,400			
	◎国産食肉の残留医薬品試験	31		459			
	輸入食肉の残留医薬品試験	15	(15)	370	(370)		
	輸入魚介類の残留医薬品試験	15	(15)	360	(360)		
	輸入チーズのリストeria試験	16	(16)	16	(16)		
	☆生食用かきのノロウイルス試験	15		15		1	6.7
	（健康科学研究所実施分）計	318	(129)	35,699	(5,769)	1	0.3
	その他収去等試験： 健康福祉事務所検査室実施分（収去）	256	(1)	1,899	(13)	11	4.3
	その他収去等試験： 健康福祉事務所検査室実施分（試買）	18		18			
（その他収去等試験分）計	274	(1)	1,917	(13)	11	3.8	
計	592	(130)	37,616	(5,782)	12	2.0	

☆は、試買試験。（ ）内は輸入食品の内数。
◎は、食肉衛生検査センター搬入。

4 と畜検査精密検査実施状況（令和3年度）

内 訳	精密検査 実施頭数	精密検査に基づく措置実施頭数															
		禁止			全部廃棄			一部廃棄			合格			合 計			
		牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	禁止	全廃	一廃	合格
一般畜	293	0	0	0	85	61	0	86	3	0	28	30	0	0	146	89	58
病 畜	216	0	0	0	140	1	0	40	1	0	34	0	0	0	141	41	34
切迫畜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	509	0	0	0	225	62	0	126	4	0	62	30	0	0	287	130	92

5 兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP) 認定制度の認定状況(令和3年度末現在)

	認定年月日 (初回認定日)	認定対象工程	認定施設名	住所	該当食品
1	H17.9.26	水産食品加工工程	沖物産株式会社 食品加工場	淡路市	わかめ煮(そうざい)
2	H18.1.5	鶏卵選別包装工程	株式会社 籠谷	高砂市	生食用鶏卵【商品名:笑顔】
3	H18.9.29	鶏卵選別包装工程	株式会社デイリーエッグ	赤穂市	生食用鶏卵
4	H19.7.31	水産食品加工工程	ヤマサ蒲鉾株式会社	姫路市	魚肉練り製品
5	H20.4.2	大量調理工程	加東市学校給食センター	加東市	集団給食
6	H20.5.30	水産食品加工工程	株式会社蔵平水産	香美町	塩干物(カレイ等の一夜干し)
7	H21.7.30	菓子・パン製造工程	株式会社あみだ池大黒	西宮市	和・洋菓子
8	H22.4.22	食肉処理工程	エスフーズ株式会社 姫路ミートセンター	姫路市	牛肉
9	H22.8.17	菓子・パン製造工程	株式会社多幸 たこせんべいの里	淡路市	和菓子
10	H23.2.9	めん類製造工程	株式会社田中屋食品	豊岡市	生めん(和そば)
11	H24.10.9	豆腐類製造工程	ふるさととうふ株式会社	豊岡市	絹ごし豆腐、木綿豆腐
12	H25.9.20	食鳥処理工程	印南養鶏農業協同組合 食鳥センター	加古川市	食鳥肉【商品名:親鳥もも肉、親鳥むね肉、親鳥ももむね混合肉】
13	H25.9.20	食肉処理工程	印南養鶏農業協同組合 食鳥センター	加古川市	食鳥肉【商品名:親鳥もも肉、親鳥むね肉、親鳥ももむね混合肉】
14	H25.11.25	鶏卵選別包装工程	ゴールドエッグ株式会社 関西事業部 小野GPセンター	小野市	生食用鶏卵【商品名:兵庫のたまご】
15	H27.3.13	水産食品加工工程	株式会社マルト水産	相生市	蒸しかき(冷凍食品)
16	H27.4.1	食鳥処理工程	株式会社但馬どり	豊岡市	食鳥肉【商品名:すこやかどり】
17	H27.4.1	食肉処理工程	株式会社但馬どり	豊岡市	食鳥肉【商品名:すこやかどり】
18	H27.4.21	大量調理工程	上郡町学校給食センター	上郡町	集団給食
19	H27.5.8	菓子・パン製造工程	エーデルワイス ギフト工場	尼崎市	焼き菓子
20	H27.5.25	食肉処理工程	神戸武蔵フーズ株式会社	神戸市	豚肉【国産ひょうご雪姫ポーク】
21	H27.6.16	食肉処理工程	有限会社三協食鳥 姫路支店	姫路市	食鳥肉
22	H27.7.1	菓子・パン製造工程	アサヒフーズ株式会社 神戸三田工場	三田市	洋生菓子(容器包装で密封し、最終工程に加熱殺菌工程を有するもの)
23	H28.4.22	水産食品加工工程	旭陽化学工業株式会社 本社工場	姫路市	ゼラチン(魚鱗、魚皮) コラーゲンペプチド(魚鱗、魚皮)
24	H29.4.27	食肉処理工程	山晃食品株式会社	神戸市	豚肉【神戸ポーク半頭セット、神戸ポークスライス(ロース、肩ロース、バラ、モモ、ウデ)】
25	R2.11.9	食肉処理工程	有限会社三協食鳥 神戸支店	神戸市	食鳥肉
26	H30.11.21	菓子・パン製造工程	カタシマ株式会社 本社菓子工房	養父市	洋菓子(カステラ)
27	H30.11.21	液卵製造工程	JA全農たまご株式会社 鳴尾浜液卵工場	西宮市	殺菌液卵(全卵)
28	H31.4.18	大量調理工程	養父市学校給食センター	養父市	集団給食
29	H31.4.19	食肉処理工程	有限会社神明精肉店	明石市	牛肉
30	R1.6.11	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 神戸工場	神戸市	牛肉
31	R1.6.18	水産食品加工工程	前島食品株式会社	加古川市	こぶ茶、梅こぶ茶
32	R1.8.9	菓子・パン製造工程	エーデルワイス本社工場	尼崎市	焼き菓子、洋生菓子
33	R1.11.5	大量調理工程	川崎重工業株式会社 明石中央	明石市	事業所給食
34	R1.11.29	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品	姫路市	生食用国産牛肉加工品
35	R2.1.10	食肉処理工程	協業組合阪神ミートプロセスセンター	西宮市	牛肉
36	R2.1.21	水産食品加工工程	有限会社ヒカリ扇	明石市	魚介加工品【商品名:明石だこのたこわさび】
37	R2.7.15	食肉処理工程	株式会社ワールドフーズ	たつの市	食肉(国産牛肉)
38	R2.9.23	菓子・パン製造工程	オガワ食品協業組合	姫路市	焼き菓子(モナカ)
39	R2.12.18	食肉処理工程	株式会社エムフード・ジャパン	明石市	食鳥肉
40	R3.1.18	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 姫路工場	姫路市	冷凍生食用食肉
41	R3.11.29	と畜処理工程	西宮市食肉センター	西宮市	牛枝肉
42	R3.12.22	鶏卵選別包装工程	有限会社村上ポトリ	姫路市	生食用鶏卵
43	R4.2.28	と畜処理工程	和牛マスター食肉センター	姫路市	牛枝肉

認定工程	件数	認定工程	件数
と畜処理工程	2	食鳥処理工程	2
食肉処理工程	14	液卵製造工程	1
水産食品加工工程	7	菓子・パン製造工程	7
大量調理工程	4	豆腐類製造工程	1
鶏卵選別包装工程	4	めん類製造工程	1
		計	43



6 生活衛生関係営業施設の監視状況（令和3年度県健康福祉事務所実施分）

区分	業種	1年当たりの必要監視回数	年度末施設数	要監視回数	監視実施回数	県平均監視率(%)
許可を要する業種	旅館・ホテル	1回/年	1,618	1,395	1,095	78.5%
	公衆浴場		491	458	327	71.4%
	興行場		55	52	39	75.0%
	計		2,164	1,905	1,461	76.7%
届出を要する業種	理容所	1回/3年	1,669	543	367	67.6%
	美容所		3,977	1,249	804	64.4%
	クリーニング所		355	120	64	53.3%
	クリーニング所(取次)	1回/5年	623	121	116	95.9%
	計		6,624	2,033	1,351	66.5%

※ 休業中の施設は監視対象としていないため、施設数(届出を要する業種は施設数×1/3、又は1/5)と要監視回数は一致しない。

7 適正飼養指導事業（令和3年度県動物愛護センター実施分）

講習会等名	実施回数	受講人数
動物の譲渡会（県事業）	169	362
譲渡動物訪問指導（県事業）	348	455
犬のしつけ方教室（県事業）	24	63
民間団体による犬のしつけ方教室	640	3,260
適正飼養講習会（県事業）	16	1,653
民間団体による適正飼養啓発講習会	1	16
合計	1,198	5,809

※ R3/4/25～6/20は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業中止

8 動物愛護思想の啓発事業（令和3年度県動物愛護センター実施分）

実施事業	実施回数	受講人数
動物とのふれあい事業	740	2,875
園児対象啓発事業	1	42
小学生対象啓発事業	20	541
動物愛護啓発セミナー	1	24
譲渡犬対象事業	23	303
その他（動物愛護フェア含む）	45	590
合計	830	4,375

※ R3/4/25～6/20は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業中止

用 語 編

【生活衛生の確保対策の推進について】

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※1	3	HACCP (ハサップ)	食品の衛生管理手法の一つ。食品の製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法である。危害分析重要管理点方式ともいう。
※2	3	営業許可施設／ 許可を要する営業	食品衛生法第 55 条に基づき、人の健康に与える影響が著しく、公衆衛生に及ぼす影響が大きい営業として、政令で定められた業種（飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事の許可を受ける必要がある施設をいう。政令により 34 業種が規定されていたが、令和 3 年 6 月 1 日より、政令で新たに定められた 32 業種となった。
※3	3	営業届出施設	平成 30 年の食品衛生法改正により新設された食品衛生法第 57 条に基づき、営業許可業種、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業以外の業種（集団給食施設、野菜果物販売業等）に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事に届ける必要がある施設をいう。令和 3 年 6 月 1 日から施行された。
※4	4	モニタリング 機器	食品の加熱殺菌温度を測定する中心温度計や殺菌水の塩素濃度を測定する残留塩素測定器など、食品の製造・調理現場の工程管理状況の検証に使用する機器。HACCP の概念を応用した衛生管理を推進するため、日常的・継続的な点検を行う際に活用する。
※5	4	アニサキス	食中毒の原因となる寄生虫の一つ。魚介類を生で食べることで魚介類に寄生していたアニサキスが人の胃壁や腸壁に刺入して発生する。 胃壁に刺入した場合は、みぞおちの激しい痛み、悪心、嘔吐を、腸壁に刺入した場合は、激しい下腹痛、腹膜炎様症状を生じる。潜伏期間は 1 時間～数日。
※6	4	ノロウイルス	食中毒の原因となるウイルスの一つ。人の腸で増殖し、人一人感染のほか、糞便(ウイルス)で汚染された食品による食中毒も多発している。我が国で発生している食中毒で、患者数が最も多い。冬季を中心に、年間を通して胃腸炎を起す。

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※7	4	カンピロバクター	食中毒原因菌の一つで、家禽や家畜、ペット類の腸管に存在しているため、食品への汚染の機会が多い細菌で、加熱不十分な鶏肉が原因食品になることが多い。発熱(38～39℃)、倦怠感、頭痛、下痢が主な症状で、潜伏期間は2～7日。
※8	4	許可を要しない営業	営業届出施設及び改正食品衛生法が施行された令和3年6月1日以前に県で把握していた、許可を要する営業以外の営業施設をいう。
※9	5	スクリーニング検査	多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別(スクリーン)するために行う検査。
※10	7	リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を、消費者、事業者、研究者、行政など関係者が共有し、相互に意思疎通を図ること。 対象になっているリスクについて関係者が一緒に考え、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねることで、リスクを低減していくための共通の姿勢を持つことができる。
※11	8	クリプトスポリジウム	原生動物の原虫類に属する水系病原性生物で、この原虫に感染した場合、典型的な水様性の下痢となり、発汗、腹痛を伴う。一般的には不顕性感染が多いが、免疫不全症(エイズ患者)では重篤な症状となる。
※12	9	レジオネラ属菌	土壌、河川など自然環境中に生息する細菌の一つ。循環式浴槽のろ過器等で本菌が増殖し、ジェットバスや打たせ湯などで、微少な水滴となって空気中に浮遊した浴槽水に含まれる本菌を吸い込むことにより、肺炎型のレジオネラ症を引き起こすことがある。悪寒、高熱、全身倦怠感、呼吸困難などの症状を呈し抵抗力の弱い老人等では死亡する場合もある。
※13	10	シックハウス症候群	高断熱、高气密という住宅構造とホルムアルデヒド等の化学物質によって引き起こされる目眩、吐き気、頭痛等を主症状とする健康障害。
※14	12	動物取扱業	動物の取扱いを業として行う者をいい、動物の愛護及び管理に関する法律第10条により、都道府県への登録が義務付けられている。販売、保管、貸出、訓練、展示、譲受飼養、競りあっせんの7業種がある。法改正により、平成25年9月1日からは非営利の取扱いについても届出が義務付けられることとなった。(営利のものを「第一種動物取扱業」=登録、非営利のものを「第二種動物取扱業」=届出として整理。)

区分	頁	用語	解説内容
※15	13	特定動物	ライオン、クマ、ワニその他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条により規定されている。飼育するためには、動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づき許可が必要である。なお、法改正により令和2年6月1日からは、愛玩目的での飼養が禁止された。
※16	13	マイクロチップ	直径 1.4mm、長さ 8.2mm 程度の円筒形の小さな電子標識器具で、世界で唯一の15桁の数字が記録されている。皮下に装着されたマイクロチップの番号を専用のリーダー（読取器）で読み取り、データベースで検索することにより、所有者情報を得ることができる。